

服装容儀に関する指導（支援）基準

1 服装の一般規程

- (1) 登下校に際しては、教科書等の入る鞆を必ず携帯する。
- (2) 通学用靴は黒・濃紺・茶の革靴または運動靴とする。その他ブーツ等の流行靴は許可しない
- (3) 指定のベスト（白）・セーター（紺）を着用してもよい。
- (4) コート・マフラー・手袋は派手（華美）でないものを着用すること。なお、校舎内では使用しない。
- (5) 化粧は許可しない。
- (6) 頭髪について
 - ア 頭髪は端正であること。
 - イ パーマ等、特に変わった髪型はしない。
 - ウ 髪を茶色く染めたり、脱色したりしない。
 - エ 病気等特別な事情がある場合を除き、かつら・エクステンション等の装着は許可しない。

2 第1標準制服（男子を基準とする）

- (1) 制服上衣
 - 学校指定の紺の詰襟制服とし、個々の体型に合ったサイズとする。
- (2) スラックス
 - ア 学校指定の紺のスラックスとする。
 - イ 丈は、くるぶしより下にする。
 - ウ 夏用（希望購入）も同様とする。
- (3) シャツ
 - ア 白（無地）の長袖または半袖ワイシャツ（レギュラーカラー）とする。
 - イ ワイシャツの裾はスラックスの中にきちんと入れて着用する。
- (4) ベルト
 - 黒・茶・濃紺系の無地のものを使用する。
- (5) 靴下
 - 白・黒・紺・グレー等の単色で派手（華美）でないものとする。

3 第2標準制服（女子を基準とする）

(1) 制服上衣

学校指定の紺のブレザー型ジャケットとし、個々の体型に合ったサイズとする。

(2) スカートまたはスラックス

ア 学校指定のスカートとし、丈は膝の皿内とする。

イ 学校指定のスラックス（女子用）の着用を認める。

ウ 夏用（希望購入）も同様とする。

(3) シャツ

ア 学校指定のボタndaウンシャツとする。

イ 学校指定の半袖ボタndaウンシャツ（希望購入）を着用してもよい。

ウ ボタndaウンシャツの裾はスカートまたはスラックスの中にきちんと入れて着用する。

エ ボタndaウンシャツの襟のボタンはきちんと留めて着用する。

(4) リボン

式典の際は必ず着用する。

(5) 靴下

ア 白・黒・紺・グレー等の単色で派手（華美）でないものとする。

イ 無地の黒・濃紺・肌色のストッキング・タイツを着用してもよい。

4 その他

(1) 制服を変形した場合は、ただちに新しい物を購入し、変形した制服は卒業時まで学校預かりとする。

(2) やむを得ず異装する場合は、異装届に保護者がその理由を記入し、クラス担任を経て生徒支援部に提出し、許可を得る。

(3) 著しい頭髪違反や化粧等については、保護者に連絡し、改善したうえでの登校を促す。その場合は「特別指導（支援）中（黄色）のカード」を使用する。

(4) 始業時間から終業時間まで、体育の時間以外に校内ではジャージ等の体育着は着用しない。（授業中は原則として制服のみの着用とする）

(5) 装飾品（ピアス・指輪・ネックレス・ブレスレット・カラーコンタクト等）は持込み及び使用を禁止する。

最終改訂 令和8年3月31日（令和8年4月より施行）